

# 「備北地区行動災害ゼロ運動」実施要綱

令和 5 年 3 月  
新見労働基準監督署

## 1 目的

新見労働基準監督署管内における休業 4 日以上労働災害は、令和 3 年以降増加傾向にあり、令和 4 年に入っても収まらず、令和 5 年 1 月末時点速報値においては 88 件となり、当署の第 13 次労働災害防止計画における目標 84 件を上回っている。

事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」）が増加しており、この 2 つの型だけで 36 件と全体の 4 割以上を占めている。特に、「転倒」は 23 件発生し、4 人に 1 人以上が「転倒」により負傷している。

この背景として、高齢化による身体機能の低下等も考えられるが、転倒や腰痛は日常生活でも発生するようなものであること、命に関わるようなものが比較的少ないことから、自らの危機ととらえて対策を講ずる必要性の認識に至らないということも考えられる。

また、これらの災害の特徴として、休業が長期化する傾向にあり、中には職場復帰までに数か月を要する災害や後遺障害を伴う重篤な災害も発生している。

行動災害を防止するためには、まず、労働災害を自分ごととしてとらえ、対策すべきものとしてとらえていく機運の醸成を図り、全てのステークホルダーが一丸となり、顧客や利用者だけでなく、労働者の安全を第一に掲げて取組を進めていく必要がある。

当該運動の推進により、管内事業場の安全衛生管理体制、リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを確立させ、個々の労働者の安全衛生に対する意識の高揚を図り、行動災害の撲滅のみならず、ひいては労働災害の撲滅を図る。

## 2 目標、並びにスローガン

目 標 : 行動災害撲滅

スローガン : 「 目指そう 働きたい地域 ナンバー 1 !  
みんなで取り組む 安心・安全な職場づくり 」

備北地区を老若男女誰もが安心・安全に働くことができる地域に。  
労働災害の中でも近年増加傾向にある行動災害を減らす運動を通して、  
働きたい地域 ナンバー 1 を目指しましょう！  
未来ある備北地区を次の世代に引き継ぎましょう！

## 3 期 間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

令和 6 年度以降は、行動災害防止活動の定着状況および行動災害の動向を見極

めた上で主唱者が協議の上、年度毎に継続の有無を判断

#### 4 主唱者

新見労働基準監督署、岡山県労働基準協会新見支部（安全衛生委員会）

#### 5 協賛者

建設業労働災害防止協会 岡山県支部 高梁分会・新見分会、  
陸上貨物事業労働災害防止協会 岡山県支部 備北分会、  
林業・木材製造業労働災害防止協会 岡山県支部

#### 6 協力者

事業者団体

(新見商工会議所、高梁商工会議所、吉備中央町商工会、備北商工会、阿哲商工会)

#### 7 実施者

各事業場

#### 8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 行動災害防止に向けた安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 行動災害防止講習会を開催する。
- (3) 「安全点検の日」(毎月1日)の定着に向けて支援する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。

#### 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

#### 10 実施者の実施事項

- (1) 経営トップによる行動災害防止への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全衛生管理体制の整備・確立（役割・権限の明確化）
- (3) 安全衛生管理計画・安全衛生教育計画の作成とPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの実行
- (4) 安全パトロール等による職場の総点検の実施
- (5) リスクアセスメントによる労働環境、作業方法などの改善
- (6) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全衛生活動の充実・活性化

- (7) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく対策
- ア 事業者による健康保持増進及び労働災害防止に積極的に取り組む旨の方針表明
  - イ 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - ウ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
  - エ 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期健康診断の確実な実施及び健診結果を活用した労働者自身による健康状況の理解を促すための健康指導の実施
  - オ 体力の状況を客観的に把握し、労働者自身による身体機能の維持向上を促すための体力チェックの活用
- (8) 転倒災害防止対策
- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
  - エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
  - オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用
- (9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- ア リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - イ 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - ウ 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - エ 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (10) 「安全点検の日」の設定

以上

令和5年3月 制定

令和6年1月 改定